

## 名古屋市上下水道局告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、名古屋市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人は、公示の日から2週間以内に、当該事業計画の変更について名古屋市上下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和8年2月5日

名古屋市上下水道局長 酒井雄一

### 1 事業計画の名称

名古屋市公共下水道事業計画

### 2 変更に係る予定処理区域

堀留処理区、熱田処理区、露橋処理区、山崎処理区、岩塚処理区、柴田処理区、西山処理区、打出処理区、守山処理区、鳴海処理区、植田処理区、平田処理区

### 3 変更項目

項目	施設名称	変更概要
計画放流水質	熱田終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全燐を2.0mg／1から2mg／1に変更する。
"	露橋終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を9.8mg／1から14mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
"	山崎終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下

		水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を11.1mg／1から12.5mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
〃	柴田終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を9.8mg／1から14mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
〃	西山終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を11.1mg／1から14mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
〃	守山終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を10.0mg／1から10mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
〃	鳴海終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を9.8mg／1から14mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
〃	植田終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を11.1mg／1から14mg／1に、全燐を1.0mg／1から1mg／1に変更する。
〃	平田終末処理場	上位計画である名古屋港海域等流域別下

		水道整備総合計画の策定に伴い、計画放流水質中全窒素を9.8mg／lから14mg／lに、全磷を1.0mg／lから1mg／lに変更する。
処理施設	柴田終末処理場	処理施設の改築に併せて主要な施設を変更する。
浸水対策	中村ポンプ場	雨水ポンプの改築に併せて排水能力を排水量2,260m <sup>3</sup> ／分から2,690m <sup>3</sup> ／分に増強する。
"	富田ポンプ場	雨水ポンプの改築に併せて排水能力を排水量1,350m <sup>3</sup> ／分から1,950m <sup>3</sup> ／分に増強する。
"	上小田井ポンプ場	雨水ポンプの改築に併せて排水能力を排水量1,258m <sup>3</sup> ／分から1,837m <sup>3</sup> ／分に増強する。

4 変更に係る工事の完成予定年月日

令和13年3月31日

5 事業計画の変更案の縦覧場所及び意見の申出先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

(名古屋市役所西庁舎9階)